別表農林水産省の部内部部局の項中「検疫対策室長」を「防疫対策室長　国際室長」に、「ファンド室長　種苗審査室長　バイオマス事業推進室長」を「輸出戦略調査官　ファンド室長　種苗室長　再生可能エネルギー室長」に改め、「国際室長」を削り、「経営局総務課」を「経営局総務課、協同組織課」に改め、同部動物検疫所の項中「管理官」を削り、同部動物検疫所支所の項中「庶務課長　旅具検疫第一課長　旅具検疫第二課長　旅具検疫第三課長　動物検疫第一課長　動物検疫第二課長　貨物検査課長　検疫課長（羽田空港支所又は中部空港支所に所属する者に限る。）　検疫第一課長　検疫第二課長　検疫第三課長」を「課長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「東アジア経済統合企画官」を「東アジア経済統合企画官　アフリカ室長」に改め、同部経済産業研修所の項中「統括指導官　統括原子力安全調査研修官」を削る。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「鉱物資源開発企画官」を「液化天然ガス企画官　鉱物資源開発企画官　ガス市場整備室長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「首席設計審査官　航空灯火・電気技術室長」を「首席設計審査官」に、「次席飛行検査官　航空灯火・電気技術室長」に改め、同部地方整備局の項中「港湾物流企画室長」を「クルーズ振興・港湾物流企画室長　工事安全推進室長」に改め、「合同庁舎管理主査」を削り、同部地方航空局の項中「部長」を「部長　適正業務管理官　安全管理官　技術管理官　空港経営改革調整官」に改め、同部航空路監視レーダー事務所の項を削る。

別表気象庁の部管区気象台の項中「危機管理調整官　情報セキュリティ管理官」を「危機管理調整官　情報セキュリティ管理官」に改め、「情報システム管理官」を削り、同部沖縄気象台の項中「危機管理調整官」を「危機管理調整官　情報セキュリティ管理官」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「次長」を「次長　原子力規制技監」に改め、「技術総括審議官」及び「法務室長」を削り、「国際室長」を「国際室長　法務調査室長」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「総括審議官」を「総括審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、「サイバーセキュリティ・情報化参事官」を削り、「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に改め、「人事専門官　資料情報管理室長」を削り、「会計管理官」を「会計管理官　情報公開・個人情報保護室長」に、「能力開発官の職務全般についてこれを直接補佐する職員　検定調査官（総括副長に限る。）　企画調査官（総括副長に限る。）　情報処理調査官（総括副長に限る。）　調査官（総括副長に限る。）」を「資料情報管理室長」に、「経済産業統括検査室長」を「情報システム検査室長」に、「人事係長」を「能力開発官の職務全般についてこれを直接補佐する職員　検定調査官（総括副長に限る。）　企画調査官（総括副長に限る。）　人事専門官　人事係長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十八年十一月三十日」を「平成二十九年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第二百四十六号

平成二十九年六月三十日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億六千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日
4　署名者

日本側	菅沼健一在スリランカ大使
スリランカ側	ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務・マスメディア省次官

平成二十九年七月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十七号

平成二十九年六月三十日にコロンボで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億八百万円
3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日
4　署名者

日本側	菅沼健一在スリランカ大使
スリランカ側	ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務・マスメディア省次官

平成二十九年七月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十八号

平成二十九年六月三十日にコロンボで、気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　気象ドップラーレーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十五億三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日
4　署名者

日本側	菅沼健一在スリランカ大使
スリランカ側	ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務・マスメディア省次官

平成二十九年七月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十九号

平成二十九年六月三十日にローマで、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者

日本側	梅本和義在イタリア大使
世界食糧計画側	デイビッド・M・ビーズリー事務局長

平成二十九年七月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十五号

平成二十九年六月三十日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画
2　贈与の限度額　二億六千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日
4　署名者

日本側	菅沼健一在スリランカ大使
スリランカ側	ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務・マスメディア省次官

平成二十九年七月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十七号

平成二十九年六月三十日にコロンボで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億八百万円
3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日
4　署名者

日本側	菅沼健一在スリランカ大使
スリランカ側	ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務・マスメディア省次官

平成二十九年七月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十八号

平成二十九年六月三十日にコロンボで、気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　気象ドップラーレーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十五億三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月十二日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　幸三

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：宇都宮支店 郵便番号：320―0026 所在地：栃木県宇都宮市馬場通り４―１―１ うつのみや表参道スクエア４階 電話番号：028―600―8050	営業所又は事務所の名称：宇都宮支店 郵便番号：320―0861 所在地：栃木県宇都宮市西１―１―15 電話番号：028―633―8191

(2)　変更年月日
平成29年７月18日

(3)　変更の理由
移転のため